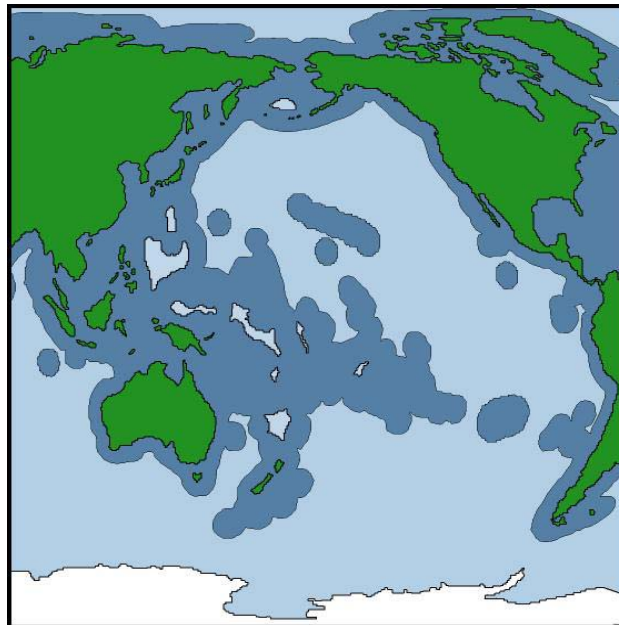


排他的経済水域における航行 および上空飛行に係わる指針

EEZ Group 21



2005年9月26日
東京

海洋政策研究財団

本プロジェクトは、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて、海洋政策研究財団(OPRF)が実施した。

はじめに

本書は、2002年から2005年に掛けて開催された国際会議、「排他的経済水域のレジーム」に個人の資格において参加したアジア太平洋地域を中心とする諸国の政府および関係機関高官や研究者がまとめた「排他的経済水域における航行および上空飛行に係わる指針」を提唱するものである。^{*}「指針」は、法的拘束力を持たない任意原則であり、主としてアジア太平洋地域を対象として、排他的経済水域における法と制度を遂行する上において生じる諸問題を解決する上における基礎を提供するものである。「指針」は、1982年の国連海洋法条約、国家および国際の慣行、および新しい‘ソフト・ロー’に基づいて策定されている。

自国以外の排他的経済水域で行われる軍事活動については誤解が日常茶飯事になっている。主な事件を例示すれば、2001年3月に中国の排他的経済水域で発生したアメリカ海軍測量船「ボウディッチ」と中国のフリゲート艦との衝突、2001年4月に中国の排他的経済水域で発生したアメリカ海軍EP-3情報収集機と中国軍戦闘機の衝突、2001年12月に日本と中国の排他的経済水域で発生した日本の海上保安庁による北朝鮮工作船の追跡・銃撃、ベトナムが主張している排他的経済水域内で中国が行った実射訓練に対するベトナムの抗議等が挙げられる。海軍が増強拡充され技術が進歩する中で、沿岸国は自国の排他的経済水域の管理をますます重視するようになってきている。そのような中で敵対する動きがあると、やがて上記のような事件が今よりも頻発に発生し、その内容も重大化していくことになるであろう。

憂慮すべきは、海と空からの情報収集活動が規模・範囲とも前にも増して頻繁でかつ相手国深くにまで及ぶようになってきていることである。相対して、緊張や防衛反応が生れエスカレートしていく。沿岸国も海洋利用国も、大量破壊兵器の取引、テロ、海賊、武器や麻薬や人身の密輸といった新しい脅威に対応して領海の外、場合によっては他国の

^{*}パリ(2002年6月)、東京(2003年2月)、ホノルル(2003年12月)、上海(2004年10月)、東京(2005年9月)。

排他的経済水域まで取り締まりや監視の手を伸ばしている。又、国境紛争や境界線の重複部分が無数にあるこの地域においては、管轄権の境界が不明確な場合が多い。排他的経済水域内の軍事活動の法的地位について混乱や意見の相違があることから問題はますます複雑になっている。

排他的経済水域という概念に関する協定には沿岸国と海洋国との妥協が多数盛り込まれ、その結果、条項の一部は意図的に曖昧なものとなった。排他的経済水域が生まれた25年以上前の当時は、政治的状況、技術的状況が現在とは全く異なっていた。環境の変化、国の慣行の変遷などを考慮し、解釈の統一を実現することを視野に入れて、曖昧なところ、明確さが欠如してところについて検証する必要が生じている。

「指針」の重要性

本指針の重要性は主に以下の3点にある。第一は、海洋の地形、排他的経済水域が占める大きさ、海洋の管轄権を巡る多くの対立などから、アジアの海洋事情は独自が複雑であること、第二は、最近の事件が示すように、アジアにおいては排他的経済水域の法的地位、特に沿岸国と海洋利用国の権利と義務に関して、解釈が曖昧でかつ認識に幅があること、第三は、沿岸国による法制や沿岸域の開発と、沿岸国以外による情報収集や調査或いは演習といった活発な海軍活動が紛争を生じさせ始めていること、である。

排他的経済水域のレジームをより明確にし、合意を形成しない限り緊張と誤解はさらに進むことだろう。

本指針の目的

本指針の主な目的は次の3つである。つまり、

第一は、沿岸国と利用国双方の権利と義務および外国の船舶や飛行機による排他的経済水域の行動に関する用語の明確化に資すること、

第二は、本指針が地域の信頼醸成措置を構築し、現在一部の国が問題視する行動の一般原則を提供すること。

第三は、排他的経済水域のレジームについて理解を改め効果的に実行することによって、地域におけるより効果的な海洋管理に貢献すること、である。

法的地位

「指針」は法的拘束力を持たない。排他的経済水域における軍の行動や情報収集活動に関する幅広い共通理解の原則を定めたものであるが、国家間に法律的拘束力を持つ義務を生じさせるものではない。法的拘束力を持たないという本指針の性質上、強制的ではなく勧告するような文言となっている。

「指針」は、他国の排他的経済水域内で行動する権利と義務に関する理解を深める必要性を反映したものと捉えられたい。これらは、現下において緊張と紛争の火種となっている課題に対する、会議参加者の総意である。

排他的経済水域における航行および上空飛行に係わる指針

序説

「排他的経済水域の法的地位－課題と対応－」の参加者は、

国際の平和と安全の維持、及び国家間の友好関係の促進を図る国際連合の目的と原則を念頭に置き、

1982年の国連海洋法条約は、すべての国の利益の衡平と公正の上に立って海洋に関する新しいレジームを定めるものであると認識し、

1982年の国連海洋法条約第301条の規定に則って平和目的に沿って海洋を利用する義務がすべての国にあることを確認し、

海洋環境を保護する義務がすべての国にあることを認識し、

排他的経済水域は公海でも領海でもなく、1982年の国連海洋法条約に準じた特別な法的地位で規定されるものであると考え、

排他的経済水域内の航行の安全と安全保障の確保を希望し、

1982年の国連海洋法条約第56条で規定されている排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権、義務を認識し、

1982年の国連海洋法条約第58条で規定されている排他的経済水域における他国の権利と義務を認識し、

沿岸国の自国の排他的経済水域における権利と義務とその他の国の権利と義務のバランスを取る必要性を認識し、

自国の排他的経済水域内で沿岸国が行使する主権的権利と管轄権は、自国の内水、群島水域（適宜）、領海で行使する主権とは異なることに留意し、

1982 年国連海洋法条約 300 条では、条約で認識されている権利や管轄権、権利の乱用が禁止されていることを認識し、

平和的手段による論争解決の重要性を認識し、

本指針が、他国の排他的経済水域において軍事行動や情報収集活動を実施する国の権利と義務に関する理解を深め、特にアジア太平洋地域の海洋における平和と秩序、安全保障に貢献するものになると確信し、

ここに以下のとおり、法的拘束力を持たない「排他的経済水域における航行および上空飛行に係わる指針」を提言するものである。

I. 定義

a. 本指針では用語を以下のとおり定義する。

1. 「権利の乱用 (abuse of rights)」は、他国による不必要または恣意的な権利、管轄権、自由の行使、又は権利行使の妨害を意味する。
2. 「排他的経済水域 (exclusive economic zone)」は、1982 年国連海洋法条約の関連条項に記されている区域を意味する。
3. 「水路測量調査 (hydrographic survey)」は、水域関連のデータ測定を主目的とする調査を意味し、以下の種類のデータのつないしはそれ以上の測定が含まれる。水深、海底の構造と性質、海流の方向と力、潮と水位の高さと回数、調査や航行を目的とした地理的特徴や固定障害物の位置。
4. 「海洋環境 (marine environment)」は、海洋の生態系、海洋水域、海洋水域の上空および海底や海底土と相互作用があり、その生産性、状況、状態、質を決定する化学的、地学的、生物学的要素や状態、要因を意味する。

5. 「海洋科学調査 (marine scientific research)」は、海洋、海底、底土の自然や自然作用の科学的知識を深めるために海洋環境で行われる行動を意味する。
6. 「軍事活動 (military activities)」は、艦艇、軍用機、軍用機器の展開を意味する。これには、情報収集、演習、実験、訓練、武器練習が含まれる。
7. 「軍事調査 (military surveys)」は、海洋環境で行われる活動で、軍事目的のデータ収集に係わるものを言う。
8. 排他的経済水域の文脈において「平和利用/目的 (peaceful uses/purposes)」は、その水域の利用、またはその水域やその水域の上空で行われる活動の目的が軍事的圧力をかけるもの、あるいは武力を使用するものであってはならないことを意味する。
9. 「監視 (surveillance)」は、海上、海洋上空、海中の行動を目視や技術的手段で観察することを意味する。
10. 「軍事力による威嚇 (threat of force)」は、他国に具体的なある行動を行うよう、又は行わないよう威圧すること、または、他国の領土保全と政治的独立を侵害する行動、他国の財産や国民を侵害する行動、その他国連憲章に反する行動を意味する。

II. 沿岸国の権利と義務

- a. 沿岸国は、国際法に則って、本質的に危険又は有害な物質を積載する船舶の自国の排他的経済水域内の航行を規制することができる。

- b. 沿岸国は、他国の航行および上空飛行の自由、海底ケーブルおよびパイプライン敷設の自由、その他、船舶・航空機・海底ケーブルの運用に係わる国際法に従った自由に対して、妥当な配慮を払う必要がある。
- c. 他国の排他的経済水域を利用する国は、国家主権による免責特権を有する自国の船舶や航空機が、合理的で実行可能な限りにおいて 1982 年国連海洋法条約に準じて行動するように配慮しなければならない。
- d. 沿岸国は、海洋環境と海洋の生物および非生物資源の管理に伴う権利と義務を認識し、主要漁業水域や海洋保護水域といった排他的経済水域内の特別な海域の航行を一時的に制限することができる。こうした取極は、管轄の国際機関に照会して永続的なものにする事ができる。
- e. 沿岸国が、自国の排他的経済水域において、武器の実験や軍事演習、その他のオペレーションを実施するために、当該水域の航行および上空飛行を制限する場合、その制限は所定の水域に限定した臨時のものとするべきであり、かかる実験や演習の実施にそうした一時的な制限が不可欠な場合に限りなければならない。

III. 他国の権利と義務

- a. すべての国は、排他的経済水域における航行および上空飛行の自由を行使する場合、沿岸国の平和や秩序、安全保障を不当に害する行動を避けなければならない。
- b. 他国による航行および上空飛行の自由の行使は、沿岸国が自国の資源や環境を保護・管理する権利を妨害する、または損なうものであってはならない。

- c. 他国による航行および上空飛行の自由の行使は、排他的経済水域における沿岸国の人工の島や設備、構造物の権利を妨害するものであってはならない。

IV. 海洋における監視活動

- a. 沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋監視を行う権利は、他国がその水域において権利を行使することによって犯されることがあってはならない。これに関連して、他国は沿岸国の権利と義務を十分に考慮しなければならない。
- b. 他国の主張する排他的経済水域における監視活動は、平和目的において実施することができる。監視活動は沿岸国の排他的経済水域における管轄権と責任を害するものであってはならない。
- c. 各国は、沿岸国と監視情報を共有する取極を推進すべきである。

V. 軍事活動

- a. 本指針で別途制限いる場合を除き、艦艇および軍用機は、他国の排他的経済水域における航行と上空飛行の権利、および軍事行動に伴うその他の国際法上合法的な活動に従事する権利を有する。
- b. 他国の排他的経済水域において軍事活動を行う船舶および航空機は、その行動を平和目的に限定し、武力による威嚇あるいは武力の行使、沿岸国の防衛システムへの挑発的行為、沿岸国に武力攻撃を加えるための情報収集、同意なく海上に基地を建設すること、等を控えなければならない。利用国は、沿岸国を含む他国が海洋を利用する権利を十分に考慮し、国際法の定める義務を遵守しなければならない。他国の排他的経済水域において艦艇

や航空機による大規模軍事演習を実施する場合、演習実施国は、適時航行警報を出し、演習の日時および演習対象水域を沿岸国およびその他の国々に通報し、可能な場合、沿岸国から演習オブザーバーを招待する。

- c. 排他的経済水域における軍事活動は、当該排他的経済水域で沿岸国が実施する捜索・救命活動を妨げることがあってはならない。各国は捜索・救命活動に協力しなければならない。は国同士で協力し合うこと。
- d. 他国の排他的経済水域で行う軍事活動は、沿岸国の防衛・安全保障を害するシステム、沿岸国が自国の資源および環境の保護・管理を行う権利を妨害または脅かすシステムの開発を伴うものであってはならない。
- e. 他国の排他的経済水域で行う軍事活動は、哺乳類を含め、海洋環境や海洋生物資源の汚染の原因となる、あるいは悪影響を与えるものであってはならない。特に、沿岸国の法律で禁止されている場合、沿岸国の排他的経済水域における軍事活動は、実弾発射、水中爆発、音波の発生、直接的・間接的に海洋生物の害となる、あるいは海洋汚染の原因となる可能性のある危険物や放射性物質を伴うものであってはならない。
- f. 他国の排他的経済水域における以下の水域で軍事活動を実施してはならない。
 - 1) 航行および上空飛行の安全を目的として、沿岸国が一時封鎖を宣言した水域
 - 2) 沿岸国によって宣言された漁業の活発な水域
 - 3) 1982年の国連海洋法条約第211条(6)(a)に則って宣言された特別環境水域
 - 4) 1982年の国連海洋法条約第194条(5)で規定される海洋公園または海洋保護水域であると沿岸国が宣言した水域

- 5) 航行船舶過密水域、航路帯周辺付近および往復航行分離方式が採用されている水域付近。
- 6) 沿岸国が拡大図上に明記し認識している排他的経済水域海底の海底ケーブルおよびパイプライン付近
- g. 沿岸国の排他的経済水域と公海が隣接している場合、軍事演習を行う国は軍事演習を公海に限定するよう極力努力しなければならない。

VI. 電子システムへの不干涉

- a. 他国の排他的経済水域においては、沿岸国の通信、コンピュータ、電子システムに干渉を与える、あるいは沿岸国の防衛・安全保障悪影響を与える放送を実施してはならない。
- b. 沿岸国は、自国の排他的経済水域で航行あるいは上空飛行の自由を享受する他国の船舶や航空機の通信、コンピュータ、電子システムを妨害してはならない。
- c. 上記 a および b を実効あるものとするための、通信、コンピュータ、電子システムの相互妨害禁止を定める国家間協定を締結すべきである。

VII. 海賊その他違法行為の抑止

- a. 1982 年の国連海洋法条約およびその他国際条約で規定されている場合を除き、排他的経済水域の船舶には旗国の専属管轄権が適用される。
- b. 各国は、海賊船や海賊機、または海賊に乗っ取られて海賊の支配下にある船舶や航空機を他国の排他的経済水域で拿捕し、船上・機上で逮捕や資材の押収を行うことができる。
- c. テロおよび麻薬、人身、武器、大量破壊兵器とその発射装置および関連機

材の違法取引を抑止するため、各国は以下を行うことができる。

1. 排他的経済水域で当該国の旗を掲げて航行する船舶で、「テロリストを輸送している」又は「麻薬、人身、武器、大量破壊兵器とその発射装置および関連機材の違法取引を行っている」という合理的な疑いがある船舶に対して乗船して捜索し、疑いが確認できた貨物を押収すること。
 2. 適切な状況において、自国の旗を掲げた船舶に他の国が乗り込んで捜索し、両国双方が疑いを確認できたテロリスト、または麻薬、人身、武器、大量破壊兵器関連の貨物を確保・押収することに同意すること。
- d. 大量破壊兵器とその発射装置および関連材料の違法取引の単なる疑義は、旗国に無断で実施する臨検・拿捕の正当な理由を構成しない。
- e. 排他的経済水域において外国船籍の船舶を拿捕または拘留する場合、拿捕する側の船舶は、行なわれた措置について適切な経路で当該排他的経済水域を管轄する国に通報しなければならない。

VIII. 海洋科学調査

- a. 通常の状態において、沿岸国は、平和目的および全人類のために海洋環境に関する科学知識を深める目的だけのために行われる海洋科学調査を承諾する。
- b. 生物資源および非生物資源の探査、開発、保護、管理に直接利用できる海洋科学調査の管轄権は全面的に沿岸国にある。沿岸国には、外国船によるかかる調査を承諾する義務はない。
- c. 海洋科学調査を目的とした有人機または無人機による他国の排他的経済水域の上空飛行を沿岸国に無断で行ってはならない。

- d. 各国は、1982年の国連海洋法条約第248条に則って沿岸国に対して情報を提供する義務、および特に沿岸国の海洋科学調査プロジェクト参加について、1982年の国連海洋法条約第249条で定められた条件を遵守する義務を果たさなければならない。

IX. 水路測量調査

- a. 他国の排他的経済水域における水路測量調査は沿岸国の同意が必要である。但し、航行中の船舶による当該航行の安全のために必要な調査を除くものとする。
- b. 当該調査が1982年の国連海洋法条約第246条(5)に示される同意カテゴリーに属さない限り、通常、沿岸国は水路測量調査に同意する。
- c. 本指針の上記VIIIとIXは、自立型水中ロボット（AUV）、遠隔操作水中探査機（ROV）、その他排他的経済水域で調査やデータ収集を行う国の遠隔操作装置にも適用される。

X. 法令の透明性

- a. 排他的経済水域における軍事活動に関する政策や法令が整備されている国は、その政策や法令の透明性を極力高めるとともに、その排他的経済水域を頻繁に利用または航行している他国の軍事当局も含め、その政策や法令を可能な限り広く知らせなければならない。
- b. 法令の告知あるいは告知された法令の受領は、それだけで、必ずしも法令を遵守する義務あるいは法令の正当性を認めるものではない。透明性の促進と敵対意図の低減のため、かかる法律のコピーを1部国連事務総長に提出し、関係する国、当局、個人が簡単に閲覧できるようにしなければならない。

ない。

- c. 他国の排他的経済水域において航行および上空飛行の自由を行使する艦艇および軍用機は、親善的あるいは抗議しつつも、沿岸国の法令を遵守しなければならない。
- d. 法令に関して他国の同意が得られない場合、二国間または地域レベルで対話を開始しなければならない。

XI.不利益禁止条項

- a. 本指針または本指針に則って行われる行動は、排他的経済水域における主権的権利または管轄権、または 1982 年の国連海洋法条約に規定される権利や責任に対する国の立場を害するものと解釈してはならない。

EEZグループ21

秋山 昌廣	日本、海洋政策研究財団会長
秋元 一峰	日本、海洋政策研究財団主任研究員
サム・ベイトマン	オーストラリア、博士・退役海軍准将 ウーロンゴン大学 名誉教授
ハシム・ジャラール	インドネシア、博士・元大使 海洋資源・漁業省大臣特別顧問
アルベルト・エンコミエンダ	フィリピン、元大使 外務省海洋センター事務局長
林 司宣	日本、早稲田大学法学部教授
ジー・ゴーシン (季 国興)	中国、上海交通大学 国際公共事業学 院教授
キム・ダクキー (金 徳起)	韓国、海軍中佐 国家安全保障会議危機管理センター
パム・ハオ	ベトナム、外務省国際法・条約局副 局長
坂元 茂樹	日本、神戸大学大学院法律学研究科 教授
O. P. シャーマ	インド、退役海軍少将・博士 海軍大学海洋国際法教授
アレキサンドル・スカリドフ	ロシア、博士 サンクトペテルブルグ海洋法協会 会長
マーク・J・ヴァレンシア	アメリカ、博士、海洋政策アナリスト 海洋政策研究財団客員研究員
ジョン・ファン・ダイク	アメリカ、ハワイ大学ウィリアム・ リチャードソン・ロースクール教授
アレクサンドル・ヤンコフ	国際機関、博士、国際海洋法裁判所 裁判官

海 洋 政 策 研 究 財 団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル
TEL : 03-3502-1828 FAX:03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail:info@sof.or.jp